

令和7年9月19日（金曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

重田一政、前川藤枝、中西祥子、竹尾浩司、
八木隆次郎、萩原唯典、三浦充博

欠席議員

竹中隆一、西村しのぶ

開会

9時54分

市民局

9時54分

前回の委員長報告に対する回答

・中央支所の移転を契機とした地元住民への説明の在り方について、今後、人口減少に伴い出先事務所の再編が進んでいくと思われるが、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付や郵便局でのマイナンバーカードの申請など、利便性の高い様々な行政サービスの提供について地元住民へ丁寧に説明するとともに、自治会加入者だけでなく、より幅広い市民の意見を聞ける機会をしっかりと創出されたいことについて

行政サービスの提供について、マイナンバーカードを活用したオンライン申請やコンビニ交付、郵便局の活用等、多様な手段を活用し、維持向上を図っていくことを丁寧に広報していきたいと考えている。

また、本市における出先事務所の再編等を含む公共施設の最適化に係る今後の方針については、現在政策局において策定中の新公共施設等総合管理計画において示すこととしている。

当該計画（案）については、市議会委員会において説明し、委員から意見をもらうほか、パブリック・コメントを実施する予定としている。

パブリック・コメントにおいて市民から提出された意見等については、市として誠実に対応し、より多くの市民に理解してもらえるよう努めていきたいと考えている。

付託議案説明

- ・議案第106号 姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について
- ・議案第117号 契約の締結について（姫路市飾磨市民センターライフスタイル改修（建築）工事請負契約の締結）

・議案第118号 契約の締結について（姫路市飾磨市民センターライフスタイル改修（電気）工事請負契約の締結）

・議案第119号 契約の締結について（姫路市飾磨市民センターライフスタイル改修（機械）工事請負契約の締結）

・議案第120号 契約の締結について（姫路市立菅生公民館大規模改修等（建築）工事請負契約の締結）

報告事項説明

・市民会館、市民活動・ボランティアサポートセンターの今後の方針について

質疑・質問 10時06分

(質問)

議案第120号について、同工事では菅生公民館に併設するわくわく広場ゆめさきも併せて改修することだが、どのような改修を行うのか。

(答弁)

事務室の一部を改修し、新たに授乳室を整備する予定である。

(質問)

今後、他の市民センター等の施設の改修工事に併せて授乳室を整備していく予定はあるのか。

また、授乳室を整備するに当たっては搾乳での利用も可能である旨の表示を行うことも検討してもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

菅生公民館には、もとよりわくわく広場ゆめさきが併設されていたため授乳室を整備することとしている。

今後、搾乳及び授乳する場所を求める要望が多数あれば、市民局所管のほかの施設の改修方針においても検討していく。

(要望)

市民ニーズをしっかりと聞き取り、市民局だけでなく健康福祉局など他局を含め、前向きに検討してもらいたい。

(質問)

市民会館の今後の方針について、同会館は老朽化が著しく大規模改修には50億円以上の経費を要する見込みである上、開館当初と比較し、姫路駅周辺にはア

クリエひめじやイーグレひめじ等の公共施設のほか、民間の貸館施設が多数整備されていることから令和8年度末をもって廃止し、同会館の機能は既存施設の活用を図ることである。

同会館の利用者の中には利用料金が低額であることを利用の理由としている人も多いと思われるが、市が代替施設として想定しているアクリエひめじ等との利用料金の違いについてどのように考えているのか。

(答弁)

花の北市民広場や飾磨市民センター等の大ホールは500人規模ではあるが、現在の市民会館の利用実績からすれば十分に代替施設として機能するキャパシティーを有しており、利用料金も低額であるため、アクリエひめじ等は利用料金が高額で利用しにくいという市民へは、花の北市民広場等を案内していきたい。

(質問)

市民や既存利用者へどのように周知していくつもりなのか。

(答弁)

同会館を廃止する方針については、本日、本委員会で初めて公表しているところである。市民への周知は広報ひめじや市ホームページを活用して行い、既存の利用者には代替施設も併せて案内していきたいと考えている。

(質問)

同会館跡地についてはどのように活用していくと考えているのか。また、検討に当たって主体となる部署はどこか。

(答弁)

同会館が所在する場所は、姫路城の中曲輪に位置しているため、跡地の活用については姫路城保存活用計画を踏まえつつ全庁横断的に検討していく必要があると考えている。しかし、建物の解体工事の実施から埋蔵文化財等の調査が完了するまでに数年単位で時間がかかることもあり、検討主体となる部署も含め、跡地活用の具体的な検討はこれから行っていくという状況である。

(質問)

市民会館内にある市民活動・ボランティアサポートセンターや青少年センターはいつまで利用が可能

のか。

(答弁)

市民活動・ボランティアサポートセンターは、令和8年度末までは同会館において業務を行い、その後は、イーグレひめじなどの周辺施設へ移転させる方針である。

青少年センターの所管は教育委員会であるが、市民会館において利用できる期間は令和8年度末までであると思われる。

(要望)

市民に周知するに当たっては、いつまで利用できるのかについても丁寧に説明されたい。

(質問)

市民活動・ボランティアサポートセンターは私自身も長く利用しており、思い入れの強い市民も多い施設であると思うが、その移転先については、イーグレひめじなどと表現されており、確定してはいないようである。

利用者に対しては、あらかじめ確定した移転先を提示した上で周知をしていくことが必要であると考えるがどうか。

(答弁)

市民局としては、イーグレひめじを移転先の第一候補として考えているが、同施設は姫路城保存活用計画の対象区域内に位置していることからも、現在、市内部で調整を続けており、同計画との整合が図れた場合はイーグレひめじへの移転を実現させたいと考えている。

しかしながら、現時点ではイーグレひめじへの移転は確約できず、賃貸借を含めた周辺施設への移転の可能性もあるため、説明の表現として曖昧なものとなってしまい心苦しく思っている。

(要望)

他局との調整を取りまとめ、前に進めるのが所管部局である市民局の務めである。ぜひ、強いリーダーシップを発揮し、利用者にとって最善の移転先を確保されたい。

(質問)

市民会館の代替施設としてアクリエひめじでは料金が高く利用しづらいという市民へは、花の北市民広場など料金の低額な施設を案内していくとのこと

あるが、花の北市民広場には駐車場がなく、代替施設としてアクセスの面で従来と同程度の利便性を保てないのでないかと思うがどうか。

(答弁)

花の北市民広場には、駐車場が少ないため、播但線野里駅やバス路線など公共交通機関を利用するよう案内していくことになると思われる。

(質問)

学校や幼稚園など、もともと市民会館を利用していた団体が、今後はアクリエひめじなどの利用料金の高い施設を利用せざるを得ないとなった場合に、従来と同等程度の負担で済むように減免や補助制度などは検討していないのか。

(答弁)

旧市民会館利用者という特定の層だけを優遇するような補助は、他のアクリエひめじ利用者との公平性の観点から難しいと思われる。もし、何らかの負担軽減策を設けるのであれば、公平性や透明性が担保されなければならず、それについて財政部局とも協議しながら府内で検討を進めたい。

(要望)

花の北市民広場以外でも市の提案する代替施設は、立地や利用料金の面で従来と同様の利便性を確保することが難しい場合があると考えられるため、その補完策についてもできる限り検討されたい。

(質問)

市民会館は長年多くの市民や団体に利用されてきた施設であり、利用者からは反対の声が挙がることが懸念されるが、こうした利用者への対応についてどのように考えているのか。

(答弁)

市民会館の利用者にとっては大きな影響があると認識しているが、利用者の方々には、市民会館は非常に老朽化が進んでおり、維持管理や大規模改修には数十億円規模の費用がかかる状況であることや、人口減少社会の中で、既存の公共施設を全て現状のまま維持することは困難であることを理解してもらうことが重要だと考えている。

利用者の方々には、できるだけ近隣のほかの施設を紹介し、円滑な移行に努めたいと思うが、全てのニーズに対応できるわけではなく、不便や負担が生じる場

合もあることを大変心苦しく思っているものの、市民会館の廃止に伴う一定の負担については理解してもらいたいと考えている。

(要望)

市民会館は人が集まりやすい立地で価値のある施設であったと思う。代替施設となるアクリエひめじなどが整備され、会議やイベントのキャパシティー 자체は増えてはいるものの、施設の配置や交通アクセスの面で課題があると思われる。

本来であれば、個別の施設を場当たり的に廃止するのではなく、公共施設等総合管理計画の中で、姫路駅や飾磨駅といった交通結節点に機能を複合的に集約していくといった大きな方針を市民と共有することが先決ではないかと思う。

そうした全体計画がないままに、稼働率の高さや代替施設の有無といった施設固有の指標のみで短絡的な整理を進めれば、利用料金が数倍に跳ね上がったり、交通が不便になるなど、市民に我慢だけを強いる結果を招きかねないと考える。

市民局の公共施設は、市民の文化活動やコミュニティを活性化するという目的を持っているので、手間がかかる事ではあるが、まず大きな絵を描き、その上で個別の施設の統廃合について市民の理解を得ながら進めるという正しい手続を踏むよう、市の取組姿勢そのものの見直しを図られたい。

(意見)

市民会館に思い入れの強い市民も多いと思うので、姫路市文化センターのように閉館イベントなどがあつてもよいのではと思う。

(質問)

議案第117号から議案第119号までの飾磨市民センター大規模改修工事に係る請負契約の締結について、同センターは山陽電鉄の飾磨駅にも近く利便性の高い場所にあるが、大規模改修に当たって近隣施設との複合化などは考えなかったのか。

(答弁)

同センターの利用率は本市の市民センターの中では非常に高いことから同センター単体での長寿命化を図ったものである。

(質問)

同改修工事の説明の中で機械・電気設備の改修も行

うとあったが、同センターは昭和 55 年建設と非常に古いことから水道配管や電気配線も老朽化していると思われる。これらも今回の工事できちんと改修する予定なのか。

(答弁)

配線・配管類についても今回改修する予定である。

(質問)

姫路市公共施設等総合管理計画で全市的な公共施設の配置の在り方を検討する中において大規模改修を実施するということは、市として飾磨市民センターは今後、同地で存続させていく方針であるといふことなのかな。

(答弁)

現在の姫路市公共施設等総合管理計画の中で、市民会館及び市民センターの配置等の在り方について明確に示されてはいないが、令和 8 年 4 月に公共施設等総合管理計画が改訂されるに当たって、市民局としては、メインとして使用される飾磨や広畠などの市民センターと、サブとして使用される城乾や中央などの市民センターの位置関係の整理が必要であると考えている。

その中で、飾磨市民センターにおいては、利用率が高く、立地の利便性もよいことから、今後もメインの市民センターとして使用していくために大規模改修を実施することとしている。

今後は、他部局の施設との複合化・統合・集約化も視野に入れながら、施設の再編や配置について時代に合った形で検討していきたい。

(質問)

飾磨市民センターの大規模改修工事において、太陽光発電などの省エネ設備の導入は検討していないのか。

(答弁)

検討状況については定かではないが、同改修工事において太陽光発電等の省エネ設備の導入予定はない。

(意見)

公共施設における環境への配慮は大前提であると思われるため、今後は大規模改修工事においても、何らかの省エネ技術の導入を検討し、可能なら導入していくべきである。

(質問)

同工事の工期は令和 7 年 10 月初旬から令和 9 年 2 月中旬までと長く、さらに供用が開始される令和 9 年 4 月まで市民は当該施設を全く使用できなくなるとのことであるが、なるべく施設を使用しながら工事をを行うことはできなかったのか。

(答弁)

同工事では体育館部分の屋根を一度全て降ろすことになるため、どうしても工期は長期間となってしまう。また、体育館部分と本館部分で工期を分けることも検討したもの、さらなる工期の長期化が懸念されたため、一度に工事を行うことで施設が使用できない期間の短縮を図ったものである。

(要望)

当該施設を利用している市民への周知に当たっては代替施設の案内も合わせて行うなど丁寧な説明に努められたい。

(質問)

議案第 106 号は、印鑑登録証の亡失届及び印鑑登録廃止の申請をオンライン化し、市民の利便性向上を図るものであるが、同届出や申請は年間で何件程度あるのか。

(答弁)

令和 6 年度は、亡失届が 3,614 件で、廃止申請が 1,104 件となっている。

(質問)

どの程度がオンライン手続に移行し、市民の利便性がどの程度向上すると考えているのか。また、周知はどのようにしていこうと考えているのか。

(答弁)

忘失届や廃止申請をする市民は、併せて新たな印鑑登録を行うことが多く、印鑑登録手続は窓口での対応のみであるため、オンラインだけで手続が完結するケースは少なく、大幅に市民の利便性が向上するものではないと考えている。しかしながら、印鑑の盗難などにより即座に印鑑登録の廃止の申請をしたいという需要には対応できるようになっており、今後も市民の利便性向上に向け、様々な手続のオンライン化を検討していきたい。

また、周知については広報ひめじへの掲載のほか、印鑑登録時に廃止手続はオンラインでも可能であると案内していきたい。

(要望)

確実な本人確認を要するものなど窓口でしか対応できない手続もあると思うが、市民の利便性が向上するよう今後も窓口手続のオンライン化に取り組まれたい。

(質問)

議案第 117 号から議案第 120 号までに共通するが、市民センターや公民館を改修する際の改修内容については行政側だけで考えているのか、それとも利用者や地元自治会などの意見は反映されているのか。

また、今回改修工事を行う施設にはトイレの暖房便座、自動水洗、照明の自動消灯は整備する予定なのか。また、公民館では防犯カメラなどは設置されるのか。

(答弁)

公民館を大規模改修する際には公民館長や連合自治会長の意見を踏まえた上で設計を行うようにしている。

市民センターの大規模改修の際には、指定管理者の意見や、指定管理者が聴取している利用者の意見を参考に設計を行っている。

今回改修する施設においては、全てのトイレの暖房便座、自動水洗や自動消灯について整備する予定である。公民館への防犯カメラの設置については、検討を進めているところである。

(要望)

施設の整備や大規模改修に当たっては、省力性や安全性、防犯性といった市の公共施設に欠かせない要素に関する技術や設備について、思考停止的に画一的なものを採用するのではなく、時代の進歩に合わせ常に新しいものをリサーチし、取り入れることができないかよく検討されたい。

(質問)

市長の強い思い入れもあり、市内の全ての公民館に Wi-Fi を導入しているが、公民館の活用が十分に進んでいないようを感じている。例えば、夏休みなどの長期休暇中に宿題をしたり、友人と集まったりする学習スペースとするなど、中学生や高校生が利活用をしやすくなるような取組は検討できないのか。

一部の公民館では、夏休みに冷房をつけた会議室を開放すると、多くの利用があると聞いているが、市全体を通して見ると、依然として中学生、高校生の世代

の公民館の利用は低いのではないかと思う。

公民館の所管が、教育委員会から市民局へ移管され、社会教育施設から地域交流の拠点へと役割が変わったとはいえ、やはり若い世代に利用してもらえるような仕組みづくりを学校と連携しながら構築すべきである。

そこで、市として中高生の現在の利用状況についてどのように把握しているのか、また、今後利用率を向上させるための施策について、現在、どのように考えているのか。

(答弁)

現在、本市では子どもの居場所づくりを重要な施策と位置づけ、公民館の利活用を進めており、その一環として、市内全 68 館に高性能な高速Wi-Fi を整備し、生徒が持つタブレット端末等での学習にも十分対応できる環境を整えている。

委員指摘のとおり、夏休み期間を中心に会議室の開放などを実施しているが、他の講座等で使われている場合もあり、全公民館で常時同様のスペースを確保するのは難しく、できるところからやっているという状況である。

今後の公民館の利用促進策としては、特に中高生の利用拡大に向けては夜間の開館時間の延長といった意見もあるが、午後 5 時以降、館長をはじめ職員が不在となる中で、子どもたちだけが施設に残ることは、防犯上のリスクを伴うため、利活用の促進と施設の安全確保の調和を図ることが今後必要となっていくと考えている。

公民館が市民局へ移管された目的は、社会教育施設という枠を超えて、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が集う「多世代交流の拠点」となることだと考えており、中高生はもちろん、子育て世代の方々にも、地域で最も身近で利用しやすい場所として公民館を活用してもらえるよう、委員指摘の点も踏まえつつ、利活用策のさらなる検討を進めていきたい。

(要望)

防犯性を高め、利用者の安心安全を確保することは公民館の活用促進にもつながると思われる所以、防犯カメラの設置について前向きな検討をされたい。

(質問)

中央支所の移転を契機とした地元住民への説明の

在り方について前回の定例会で委員長報告がなされ、本委員会において回答があったが、中央支所の件については、現在どのような状況なのか。

(答弁)

これまで、歴代の市民局長や副市長も参加する形で、地元住民の方々への説明会を複数回実施してきており、直近では令和7年7月12日に4回目の説明会を開催し、現市民局長である私自身も参加し、2時間程度説明を行っている。

市としては、議会からの「地元住民に対し丁寧な説明に努められたい」との要望の趣旨に沿うべく、副市長も出向いて複数回にわたり丁寧な説明に努めてきたつもりであるが、理解は得られておらず、現在、地元では計画の白紙撤回を求める署名活動が行われていると承知している。

施設の現状維持は不可能であり、イーグレひめじへの移転が最適解であるという方針は市として責任を持って決定しているものであり、この方針を理解してもらえるよう丁寧に説明を重ねているものの、地元住民との間に認識の隔たりがあるのが現状である。

(質問)

その状況を踏まえ、市としては、もうこれ以上説明することはないと考えているのか。それとも、今後も丁寧な説明を続けようと考えているのか。

(答弁)

これまでの説明会では、本来、市としては移転後の行政サービスの提供方法や、遠方になることによる不便への対策などのソフト面について丁寧な説明をすべきであったところ、現地建て替えや大規模改修ができる理由など姫路東消防署の移転に伴うハード面の話に終始してしまっており、それによって地元住民とのボタンの掛け違いが発生していると認識している。

よって今後は、移転後の行政サービスへの不安や、イーグレひめじに移転したことにより発生する駐車料金の問題などについて丁寧な説明をしていく必要があるとは考えている。

しかしながら、現在地元で行われている署名活動の文章には、市議会に対し地元住民が納得のいくまで説明をすると約束しておきながら地元には一切説明をすることなく強硬的に進めているといった事実と異

なる記述も見られ、大変困惑し、遺憾に思っている。

今後も市議会の要望もあるように丁寧な説明は続けていくつもりはあるが、住民が一人残らず納得するまで計画を動かさないということは事実上不可能であるという点については理解をしてもらいたい。

(質問)

そもそも、姫路東消防署の建て替えも含め、計画の初期段階から地元住民との間にそごがあるにもかかわらず、住民を置き去りにしたまま話を進めてしまい、方針が決定してから説明を行ったというのが問題の根本ではないかと思う。

住民の方々は白紙撤回を掲げているものの、それを主眼としているのではなく、市から納得できる説明がなされていないという不満の表れだと感じている。

現状としては、市と住民とのキャッチボールが全く成立していない状態であるので、市民局として、丁寧な説明をしつつ、なんとかこの関係を修復し、落としどころを見つけてもらいたいと思っているがどうか。

(答弁)

市として、中央支所をイーグレひめじに移転するという方針は決定しており、それについては過去4回の説明会を実施していることから、白紙撤回を含めた計画の練り直しを前提とした再協議は平行線となるため応じることは困難である。

市として行うべき丁寧な説明とは、移転に伴うサービスの低下への不安や懸念事項を解消するものであり、それについては今後も真摯に対応していきたいと考えている。

(要望)

そのようなスタンスが、住民側から見れば結論ありきと捉えられる原因ではないかと思う。

市は、一方的に説明したと言っているだけであると住民は感じており、これは市にとっても住民にとってもよい状態とは言えない。

住民の立場からすれば、今回の中央支所の移転は生活に大きな影響を及ぼす劇的な変化であることには間違はないので、もっと計画の当初の段階から住民に対し説明を尽くすべきであったのに、それをしなかったのは市側の落ち度であったと思う。

そもそもボタンの掛け違いは、計画初期の段階からの説明不足にあったと認め、今からでも、住民の納

得を得られるような、真に丁寧な説明を尽くしてもらいたい。

市民局終了

11時14分

【予算決算委員会厚生分科会（市民局）の審査】

休憩 **11時58分**

再開 **12時57分**
健康福祉局 **12時57分**

前回の委員長報告に対する回答

・**姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例に**関し、利用者
の增加だけでなく、現在利用している市民の利便性がさらに向上するよう、利用料金制導入後の施設の運営状況に注視されたいことについて

指定管理者からの提案内容が市民の利便性の向上に寄与するものであるかどうかを精査し、利用料金制導入後の運営においては、指定管理者の取組により市民の利便性の向上が図られているか適宜確認し、状況を注視していく。

・**本市の外国人滞納世帯のうち在留資格が留学であるものが約30%を占める現状を踏まえた外国人の国民健康保険料の滞納対策について、今後新たに入学する外国人留学生に対応できるよう、できる限り早期に効果的な対策を実施されたいことについて**

初めて日本に入国する外国人留学生などが、言語の違い等により、制度理解が不十分となり、保険料滞納につながることがないよう、このたび、平易な日本語による国民健康保険制度の説明チラシを新たに作成した。

このチラシや翻訳機を活用し、加入手続の際には、窓口において、保険料の納付義務も含めた制度周知をしっかりと行っていきたい。

あわせて、本市ホームページにおいても、外国人向けの分かりやすい制度説明のページを掲載する予定である。

今後は、新たに外国人留学生の受け入れを行っている学校に対する周知や入国管理局との連携を深めるなど、外国人の国民健康保険料の効果的な滞納対策について、引き続き実施していきたい。

付託議案説明

- ・議案第107号 姫路市手話言語条例の一部を改正する条例について
- ・議案第108号 姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第109号 姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・姫路市すこやかセンターの方検討懇話会（有識者意見聴取会）の開催について
- ・障害福祉課のレイアウトの変更等について
- ・姫路市救急医療電話相談（小児科）の廃止について
- ・姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について（進捗状況）

質疑・質問

13時16分

(質問)

議案第107号、姫路市手話言語条例の一部を改正する条例において、第2条第3項に定義として追加された「合理的配慮」とはどのようなものか。

また、定義の中には「その実施に伴う負担が過重でないものをいう。」とあるが、その基準などは考えているのか。

(答弁)

合理的配慮とは、ろう者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などといった社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、ろう者の権利利益を侵害することとならないよう、事業者及び行政が、当該ろう者の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う必要かつ適切な現状の変更または調整のことである。

また、負担が過重でないものの範囲については、一般的に、「事務・事業への影響の程度」、「実現可能性の程度」、「費用・負担の程度」、「事務・事業規模」、「財政・財務状況」という5つの判断要素が挙げられている。例えば、2階に店舗を構える事業者に対し、エレベーター設置の求めがあったとしても、その事業

者の売上が年間数百万の小規模な場合は、事業規模に比した費用負担が過重であると判断されると思われる。

しかし、過度な負担に該当するかどうかは個々の事例において判断されるものであり、明確な線引きをすることは難しいと思われる。

(質問)

ろう者に対する合理的配慮としてはどのようなものがあるのか。

(答弁)

例えば、障害福祉課の窓口には音声を文字に変換するアプリの入ったタブレットを配置しており、合理的配慮の1つであると言える。

(質問)

本条例改正により、「事業者」を「事業者等」に改めることで、自治会などの地域コミュニティ団体が行うろう者への合理的配慮に対しても市は必要な情報提供や助言を行い、その支援に努めることとなるが具体的にどのようにしていこうと考えているのか。

(答弁)

自治会などからの相談に対する助言等の個別対応はもちろんのこと、合理的配慮への理解を深めてもらうため、本市ホームページへの情報掲載や出前講座の実施、各種イベント時におけるパンフレット配布などを行いたいと考えている。

また、令和7年4月から、コミュニケーションボードの作成費や筆談ボードの購入費など合理的配慮の提供に要する費用の助成制度を開始したところである。

(要望)

自治会などを含む事業者等が行うろう者への合理的配慮をしっかりと支援し、ろう者が安心して暮らすことのできるまちの実現を目指されたい。

(質問)

議案第108号について、市内の医療機関において勤務しようとする臨床研修医に対し奨励金を貸与することで、地域医療の充実に必要な医師を養成し、確保することを目的としているにもかかわらず、居住地に関する要件が設けられていなかったため、同改正により姫路市内又は播磨圏域連携中枢都市圏に住所を有することを新たに対象要件として追加することで、臨

床研修医が将来にわたり当該地域において医師として就労する動機づけを強化しようとするものとのことであるが、現在の制度の利用状況はどのようにになっているのか。

(答弁)

令和7年度に貸与が決定しているのは61名となっている。そのうち、播磨圏域内に住民票を置いているのは48人であった。

(質問)

申請時点での播磨圏域に住所を置いていた場合とそうでない場合の定着率の差などは分析しているのか。

(答弁)

同奨励金制度は、最大2年間の貸付期間が終了した後、4年間の返還猶予期間を設けているため、返済猶予期間の終了した平成30年度までの奨励金貸与者を対象に平成25年度から5年分の実績を調査している。

その結果、申請時の住所が姫路市内であった貸与者157人のうち令和7年5月現在で43人が市内の医療機関に残っており、申請時の住所が市外であった貸与者36人のうち市内の医療機関に残っているのは6人と、申請時に市内に住所を有していた貸与者の方が市内医療機関での勤務継続率が約10%高いことが分かった。

(質問)

同改正で新たに追加する住所要件に、本市だけでなく播磨圏域内の連携協約締結市町まで拡大して設定した理由について説明してもらいたい。

(答弁)

県の保健医療計画において、本市を含む地域は播磨姫路医療圏域として1つの医療圏に区分されており、日常的に患者の相互受け入れが行われるなど医療体制は一体的に運用されている。こうした実情から、医師の確保も圏域全体で取り組むべきとの考えに基づき、播磨圏域の各市町を住所要件に含めることとしている。

(質問)

住所要件を播磨圏域にまで拡大する意義については理解するものの、人口減少や税収の観点から、本市への居住を促すための優遇措置などは検討しなかったのか。例えば、奨励金の貸与額の増額や、家賃補助などが考えられると思うがどうか。

(答弁)

今回の改正に当たり委員指摘のような措置について検討はしていない。その理由としては、現行の制度が、前期研修医に月額 10 万円、後期研修医に月額 15 万円を貸与していることに加え、家島地域での勤務者には貸与期間の延長といった特例も設けており、既に制度設計が複雑化していることから、市内在住の医師を増やしたいという思いはあるものの、まずは播磨圏域全体でいかに医師を確保するかという広域的な視点に重点を置いて改正案を取りまとめたものである。

また、長らく全国平均を下回っていた本市の人口 10 万人当たりの医師数は、令和 4 年度に全国平均に到達しているものの、西播磨地域では依然として医師が不足している状況であることから、播磨圏域全体の医療体制の底上げを図るという観点からも今回の改正内容としている。

(要望)

制度の複雑化を避けつつ播磨圏域全体における医師確保をするという考え方も理解するものの、やはり、どのようにして本市に定住してもらい、本市の人口、税収を増やしていくのかを考えることも重要である。一度学生として姫路を出た若い医師が姫路に戻って働き、住みたいと思えるような取組について前向きに検討されたい。

(質問)

姫路市すこやかセンターは竣工から 20 年以上が経過し、大規模改修を検討する時期に来ているということから、外部有識者による専門的見地及び意見を聞くためにあり方検討懇話会を開催することだが、同センターの階層ごとの利用状況について説明してもらいたい。

(答弁)

同センターの令和 6 年度の全体の利用者数は約 23 万 2,000 人となっている。階層別の用途と利用状況としては、1 階は温水プールやトレーニングルームのある健康づくりのための施設で約 14 万 6,000 人、2 階が多目的ホールや集会室などの高齢者の生きがいづくり支援等の施設で約 7 万人、3 階は子育て情報相談センターなどの子育て支援事業を行う施設で約 1 万 5,000 人となっている。

(質問)

今後、同懇話会において議論されていくことだとは思うが、同センターの 1 階から 3 階までのそれぞれの機能について、大規模改修に当たってどのように見直していくと考えているのか。現在の市の想定について説明してもらいたい。

(答弁)

すこやかセンターは竣工から 20 年が経過し大規模改修の時期となっているが、急速な人口減少が進行する中で、公共施設等総合管理計画に基づき市全体の公共施設の最適化を踏まえての検討が必要である。

また、同センターは介護保険制度が開始された直後に設立されたもので、当時の社会情勢に基づいた介護予防を意識した設計となっているが、2025 年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、2035 年には介護リスクの高い 85 歳以上の人口がピークを迎えるなど、設立当初とは社会のニーズが大きく変化している中で、現在、毎年 1 億円以上の赤字を計上している同センターをそのまま 10 億円以上をかけて大規模改修するのか、社会情勢の変化に合わせて機能の見直しが図れるのかといった点について専門家の意見を聞きながら検討していきたいというのが同懇話会開催の趣旨である。

同懇話会の具体的な議論の進め方としては、建物の老朽化やコストといったハード面の課題を考慮しつつ、ソフト面については、現時点では同センターが担っている事業を土台とし、その上で「この事業形態が今後も最適か」「他の展開は考えられないか」といった視点から施設の最適な在り方を検討していくことを想定している。

(質問)

同センターの 3 階には子育て情報相談センター等の子育てを支援する施設を有しているが、近隣にみらいえを整備する際に統合されなかった経緯などについて説明してもらいたい。

(答弁)

みらいえは、主に育み相談を担う施設であり、特に発達に課題のある子どもを対象に、より専門的な機関であるルネス花北へつなぐ初期段階の支援を中心にを行っている。

すこやかセンター 3 階の子育て支援の施設については、こども未来局の所管であるため、みらいえ開設

時に統合しなかった詳細な経緯までは把握してはいないものの、両施設の機能に親和性があることは認識しているため、今後の在り方を検討する中で、機能の連携や集約については検討課題の 1 つになるとを考えている。

(質問)

すこやかセンターでは各校区ごとの老人クラブが主体となるバス送迎付きの校区登園が実施されているが、この活動が市の高齢者全体に対してもたらす効果についてどのように認識しているのか。

(答弁)

校区登園は、すこやかセンターと楽寿園の 2 施設で実施しており、延べ人数でそれぞれ年間約 7,000 人が利用している。現在は 53 校区の老人クラブが年間 3 ~ 4 回の頻度で利用しており、姫路市老人クラブ連合会からも、クラブ活動の中で大変重要なものであるとの声をもらっている。

市としても、校区登園は高齢者にとって貴重な通いの場、社会参加の機会であり、ひきこもりを防ぎ、外出を促すという介護予防の観点から極めて重要な事業であると認識している。

今後、大規模改修で施設が一時的に利用できなくなる可能性も視野に入れ、この重要な活動をどう継続していくか、検討を進めたいと考えている。

(質問)

すこやかセンターや楽寿園で実施されている事業や活動は、高齢者人口が増えている中にあって、認知症予防や介護予防につながる有意義なものであるが、その一方で、老人クラブの数自体の減少や、老人クラブがあっても加入しない人が増えているという現実があり、同センターなどで実施されている事業や市の仕組みからこぼれ落ちている高齢者が多数存在することについて課題意識を持たないといけない。

施設の近隣に住む高齢者は自力で施設利用ができるかもしれないが、遠方の校区に住む高齢者は老人クラブの送迎バスがなければ参加が難しいのが実情である。

こういった制度の恩恵を受けられない方々を支援する新たな仕組みづくりや、すこやかセンターの活用方法の拡大について、市は今後どのように考えていくつもりなのか。

(答弁)

現在、市の 65 歳以上の人口は 14 万 2,000 人で、そのうち就労している人が約 26%、要介護認定を受けている人が約 23% となっており、残りの約 50% が自治会活動や老人クラブ、趣味の活動等に参加していると捉えている。高齢者人口は増えているものの、高齢者の就労人口も増えていることから、老人クラブの加入者自体は大幅に増えていくことはないと考えており、同クラブの代表者からは役員の負担が大きいとの声も挙がっているので、市としては役員負担の軽減策などを講じながら、活動の活性化を図りたいと考えている。

さらに、孤独・孤立は介護リスクを高める最大の要因の 1 つと認識しており、今後は老人クラブへの支援に限らず、地域の中に集いの場を創出していく必要があると考えている。こうした取組を通じて、制度からこぼれ落ちることなく、誰もが社会とのつながりを持つ地域づくりを目指していきたいと考えている。

(質問)

同懇話会の委員は大学教授など外部の専門家ばかりであるが、同センターを利用する高齢者団体などからの推薦人など、利用者の代表を委員として参画させるという発想はなかったのか。

(答弁)

同懇話会の設置について検討を始めた当初はそのような意見もあったが、今回は、将来にわたって現在のサービスを提供し続けるべきか否かという根本的な問いに対し、客観的・専門的な見地から意見を聞くということを目的としているため専門家中心の構成としている。

(意見)

市民局の委員会審議の中で、中央支所の移転に対し地元住民の理解を得られていないという問題が議論になったが、それはまさに計画の初期段階に利用者等の声を聞いていなかったことに起因するのではないかと感じている。

往々にして、行政側で事業の方向性をほぼ固めてから、最後の段階で地域や利用者に意見を求めるという形になりがちであるが、廃止や移転といった結論が出てから意見を求められても、住民からすれば意見を聞いてもらえたという心象はなく、単なる形式的な手続

である。

昨今は市民の権利意識も強く、情報も多様化しており、市が掲げる「地域に寄り添う」「伴走する」という姿勢を真に実践するのであれば、計画の基本的な構想段階から、利用者や地域住民を巻き込むべきではないかと思う。そうして共に議論を重ねてこそ、最終的な結論に対する市民の納得感が醸成されるのではないか。

これは健康福祉局だけの話ではなく、市全体の姿勢に関わる問題だと認識しており、今後は市民参画の在り方そのものを見直していく必要があるのではないかと思う。

(質問)

すこやかセンターの利用者からは、老朽化したトレーニング器具の一部の破損によりけがをするおそれや、屋外の自転車置き場のラックが不十分であり倒しになってしまふ状況であるが、施設の運営が指定管理者に任せられているため、利用者からの改善要望がなかなか聞き入れてもらえないといった不満の声を聞いている。

利用者は同懇話会に参画できないにしても、利用者の声はしっかり市で把握しておき、懇話会での検討材料とできるようにしておくべきであると思うがどうか。

(答弁)

委員指摘のような利用者の声は直接所管課も受けており、その都度職員が速やかに現地へ赴き、状況確認をるように努めている。その上で指定管理者ともしっかりと協議し、事故等がないように十分留意した上で運営に当たっている。

利用者の声は施設運営において極めて重要なものと認識しており、十分に踏まえながら検討を進めて行きたい。

(質問)

姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の進捗状況について報告があったが、本市のインフルエンザの罹患者数の現状はどのようにになっているか。

(答弁)

令和6年次については9,377件であったが、令和7年8月末現在では2,736件となっている。8月の最終週がゼロ件、その前の週が2件と、関東では流行して

いるようだが、本市においてはそれほど流行している状況ではない。

(質問)

5歳児健診については本会議でもたびたび議論されているが、現在の検討状況はどのようにになっているのか。

また、導入に当たっては全国的な課題とされる医師の確保や健診後のフォローメetingの構築について本市ではどのような検討状況になっているのか。

(答弁)

5歳児健診については、現在、教育委員会やこども未来局と連携しながら令和8年度以降のモデル実施を目指して準備を進めているところである。

委員指摘の課題について、医師の確保については、検討会において小児科医師会から協力的な姿勢を示してもらっている。また、フォローメetingの構築については、安心して就学できる体制を整えることが最も大切であると認識しており、単なる健診の実施ではなく、その後の支援体制の構築についても、教育委員会やこども保育課と緊密に連携し、準備を進めているところである。

(要望)

5歳児健診については、就学前後に関係機関が課題を共有し、連携して支えていく仕組みの一環として実施することが重要であると考えられることから、当該健診の実施を検討する際は、府内横断的にしっかり連携しながら取り組み、早期に実現することを期待している。

(質問)

9月に開催された第16回救急医療フォーラムに参加させてもらったが、参加者が少ないように感じた。内容は非常によかっただけに残念に感じたがどのように評価しているか。

(答弁)

年々参加者が減少しており、主体となっている救急医療協会の中でも課題となっている。次年度に向けてどのように周知していくかについて消防局などとも連携しながら検討ていきたい。

(意見)

市内には看護学部のある大学もあるが、その学生にとっては勉強にもなると思うので、そこに呼びかけを

行うのも 1 つではないかと思う。

健康福祉局終了

14時10分

【予算決算委員会厚生分科会（健康福祉局）の審査】

意見取りまとめ

15時39分

(1)付託議案審査について

・議案第 106 号～議案第 109 号及び議案第 117 号～議案第 120 号、以上 8 件については、いずれも全会一致で可決または同意すべきものと決定。

(2)陳情報告について

・陳情第 28 号について報告。

(3)閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(4)委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

15時46分

【予算決算委員会厚生分科会の意見取りまとめ】

協議事項

15時47分

・行政視察について

1月 29 日（木）～30 日（金）に 1 泊 2 日で実施し、
視察先及びテーマについては正副委員長に一任する
ことに決定。

閉会

15時52分